

(目的)

第1条 この要綱は、組織及び事業運営について透明性を高めるとともに、都民等が知る権利を確保できるよう、一般財団法人GovTech東京（以下「財団」という。）において情報公開を実施するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「文書」とは、財団の役員及び職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、役職員が組織的に用いるものとして、財団が保有しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除くものとする。

2 この要綱において、「開示」とは、第5条から第19条までに定めるところにより、文書（この要綱の施行の日以後に職務上作成し、又は取得した文書に限るものとし、その写しを含む。）について、閲覧、視聴、写しの交付等を行うことをいう。

(この要綱の解釈及び運用)

第3条 財団は、この要綱の解釈及び運用に当たっては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮を行うものとする。

(適正な申出及び使用)

第4条 この要綱の定めるところにより文書の開示を申し出ようとするものは、適正な申出に努めるとともに、文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(文書の開示の申出ができるもの)

第5条 何人も、財団に対して文書の開示を申し出ることができる。

(開示の申出方法)

第6条 文書の開示の申出（以下「開示申出」という。）は、財団に対して、以下の事項について電子メール又は書面により行うものとする。

(1) 個人の場合：開示申出をするものの連絡先（氏名、電話番号、メールアドレス）

法人その他の団体の場合：法人その他の団体の名称及び代表者の氏名、担当者又は連絡可能な方

の連絡先（氏名、電話番号、メールアドレス）

(2) 開示申出に係る文書の件名又は内容

(3) 希望する開示方法（閲覧又は視聴／写しの交付（紙／電磁的記録媒体／電子メール））

- 2 財団は、開示申出の内容に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をしたもの（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることとし、開示申出者が補正を行わない場合には、当該開示申出に応じないことができる。

（開示申出の受付）

第7条 開示申出の受付は、経営管理本部総務グループにおいて行う。

- 2 経営管理本部総務グループは、開示申出の内容に形式上の不備がないと認めるとき、又は第6条第2項により形式上の不備が補正されたときは、開示申出に係る文書を所管する部署に、当該開示申出を回付する。

（文書の原則開示）

第8条 財団は、開示申出に係る文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示申出者に対し、当該文書を開示するものとする。

(1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（(7)及び(8)に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。ただし、国、東京都及び他の地方公共団体から財団に派遣されている者を除く。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（東京都及び財団を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため

に、公にすることが必要であると認められる情報

ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) 財団並びに国、東京都及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは円滑な意思決定が不当に損われるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 財団が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 検査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、財団、国、東京都又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究事業に関し、その遂行に支障を及ぼすおそれ

ニ 公にすることにより財団における適正な人事管理の確保に支障を及ぼすおそれ

(7) 特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）

(8) 番号法第2条第5項に規定する個人番号のうち、死亡した者に係るもの

（文書の一部開示）

第9条 財団は、開示申出に係る文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示申出の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示するものとする。

2 開示申出に係る文書に第8条(2)の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合について、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を準用する。

（文書の存否に関する情報）

第10条 開示申出に対し、当該開示申出に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、財団は、当該文書の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

（開示申出に対する決定等）

第11条 財団は、開示申出に係る文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨並びに開示をする日時及び方法を通知するものとする。

2 財団は、開示申出に係る文書の全部を開示しないとき（第10条の規定により開示申出を拒否するとき及び開示申出に係る文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を通知するものとする。

（開示決定等の手続）

第12条 第11条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）に関する手続は、経営管理本部総務グループが所管するものとする。

（開示決定等の期限）

第13条 開示決定等は、開示申出があった日から原則として14日以内に行うものとする。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 財団は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないと認められる場合には、60日以内に決定するよう努めるものとする。開示決定等の期間を延長した場合は、開示申出者に通知するものとする。

（理由付記）

第14条 財団は、第11条第1項又は第2項により開示申出に係る文書の全部又は一部を開示しないときは、開示申出者に対し、その理由を示すものとする。

（第三者に対する意見を述べる機会の付与）

第15条 開示申出に係る文書に財団及び開示申出者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、財団は、開示決定等に先立ち、当該第三者に意見を述べる機会を与えるものとする。

（文書の開示の方法）

第16条 文書の開示は、閲覧（映像又は音声記録された電磁的記録にあっては閲覧に代えて視聴）、写しの交付等で別に定める方法により行う。

2 前項の視聴又は閲覧の方法による文書の開示にあっては、財団は、当該文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該文書の写しによりこれを行うことができる。

（他の制度等との調整）

第17条 財団は、法令又は条例の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の

対象となる文書については、文書の開示をしないものとする。

(費用の負担)

第18条 第16条の規定により文書の開示を写しの交付の方法により行うときは、開示申出者に対し、別に定めるところにより、費用の負担を求める。

(審査の請求)

第19条 開示申出者は、開示決定等若しくは開示申出がこの要綱に規定する要件を満たさない等の理由により開示申出を拒否する決定（以下「開示決定等若しくは開示申出拒否決定」という。）又は開示申出に係る不作為について不服があるときは、財団に対して、以下の事項について電子メール又は書面により審査の請求（以下「審査請求」という。）ができる。

(1) 個人の場合：審査請求をするものの連絡先（氏名、電話番号、メールアドレス）

法人その他の団体の場合：法人その他の団体の名称及び代表者の氏名、担当者又は連絡可能な方の連絡先（氏名、電話番号、メールアドレス）

(2) 審査請求に係る通知の内容

(3) 開示決定等若しくは開示申出拒否決定があったことを知った日

(4) 審査請求の趣旨及び理由

2 前項の審査請求は、開示決定等若しくは開示申出拒否決定があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができない。

3 第1項の審査請求があった場合は、財団は、当該審査請求の対象となった開示決定等若しくは開示申出拒否決定について再度の検討を行った上で、当該審査請求について回答するものとする。

4 前項の回答に係る決定は、審査請求が第2項の期間の経過後になされたものである等明らかに不適切なものであるときを除き、原則として、一般財団法人GovTech東京情報公開審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上とするものとする。また、審査会に諮問した場合は、審査請求したものに、通知するものとする。

5 審査会は、財団に置くものとし、その組織、委員の任命方法、会議の運営方法、意見を述べる方法その他必要な事項については、別に定める。この場合において、審査請求のある都度、審査会を置くことを妨げない。

(情報公開)

第20条 財団は、次に掲げる情報について、財団が運営するホームページ等で情報公開を行う。

(1) 財団の将来像（経営理念、戦略等）

(2) ガバナンス、コンプライアンス、リスクマネジメント等に関する基本的な方針等

(3) 事業計画書・事業報告書

(4) 予算書・決算書

(5) 役員情報

- (6) 監査結果
- (7) 理事会・評議員会の開催実績及び議事要旨
- (8) その他財団が必要と認める事項

(情報提供)

第21条 財団は、前条に掲げる情報について、東京都の求めに応じ、都民情報ルーム、東京都立中央図書館、東京都立多摩図書館及び東京都が設けるホームページで一般の閲覧に供する。また、常に最新のものを提供するよう努めるものとする。

(委任)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、施行細目で定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第18条関係）

文書の種類	区分	開示手数料（消費税を含む。）
文書、図面、写真及び 電磁的記録	写しの交付（単色刷り）	1枚につき10円
	写しの交付（多色刷り）	1枚につき20円
	複写の交付（スキャナにより 読み取ってできた電磁的記録 含む。）	電磁記録媒体 1 枚につき100円
	電子メールによる交付	無料

備考

- 1 用紙の両面に印刷された文書、図面等については、片面を1枚として算定する。
- 2 文書の写し（電磁的記録の場合においては、印刷物として出力したもの）を交付する場合は、原則として日本工業規格A列3番までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 3 この表に掲げる開示手数料の金額によりがたい場合には、別途定めるものとする。
- 4 文書等の写しの送付に要する費用は、申出者の負担とする。